

議案第55号

特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例案

特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成25年 9 月19日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例等の臨時特例に関する条例（平成24年守口市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給料の特例）

- 3 平成25年10月から平成26年6月まで（同月に支給する期末手当を除く。）の間における第1条から第3条までの規定の適用については、第1条第1項中「749,000円」とあるのは「674,100円」と、「744,000円」とあるのは「669,600円」と、第2条第1項及び第3条第1項中「664,000円」とあるのは「597,600円」とする。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。